農地パトロールを実施しました

~農地

の有効活

崩

をく



【発行日】平成22年2月25日 【発 奥州市農業委員会だより編集委員会 行】

【印 刷】(株)正和印刷

した。 ため、 発式を奥州市役所江刺総合支所 から11月にかけて い農地の確保と有効利用を図る 用防止や耕作放棄地の把握を行 ロール強化月間」として違反転 9月16日は農地パトロ 奥州市農業委員会では、 農地の現地調査を行いま 「農地パト 1 ル 出 月

において行い、 委員約40名が参

た。

農地は80ヘクター 努めたい」と激励の言葉を からは「耕作放棄地は縮 が大切」と述べ、 体の協力と理解を得ること 解消のためには地域住民全 今後も増加する恐れがあり はあいさつで 「市内の遊 加しました。 しても、 しなければいけない。 しやすい環境、 その後、 ただきました。 農業委員会が行 千葉永農地部会 佐藤清 人員整備に 相原市日 ルを超え 信会長 市と 動 減 長

した。 に活用されるよう今後さらに努 力していく」と力強く宣言し かけがえのない農地が有効 長が「出発式が委員一人一 ての士気の高揚となると共

9

に、

ないかパ 用を許可した用地や耕作放棄地 ついても無断転用や不法投棄が の状況を調査したほか、 出発式終了後、 トロールを実施しまし 市内の農地 周辺に 転

> 等は ました。 クタールで、 作放棄から解消されています。 地面積は約39ヘクタールになり 発見された耕作放棄地は約5へ ルほどが関係者の努力により耕 今回 ありませんでした。 の調査の結果、 そのうち、 市全体の耕作放棄 4ヘクター 違反転用 新たに





#### 農地制度が変わりました!

改正農地法が平成21年12月15日に施行され、新たな農地制度がスタートしました。 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、 ②農地を貸しやすく、借りやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

#### 1. 農地の貸し借りがしやすくなりました!

- 〇農地の権利移動の要件に、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を 排除するため、周辺地域との調整が加えられました。また、可否の判断にあたっ ては、許可申請のすべての事案について現地調査を行うことになりました。
- 〇農地を利用できる者の範囲が拡大されました(一定の要件を満たす必要があります)。

「農作業常時従事者」、「農業生産法人」に加えて、「農作業常時従事者以外の個人」、「農業生産法人以外の法人」が借り受け者になれます。なお、農地の売買、所有権の移転はこれまでどおり「農作業常時従事者」、「農業生産法人」に限られます。



#### 2. 農地転用の規制が強化されました!

- ○違反転用等に対する処分·罰則が強 化されました。
- ○都道府県知事等による行政代執行 制度が創設されました。
- 〇農用地区域からの除外基準を厳し くし、担い手が安心して農地を集積 できるようになりました。



事項	現 行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300 万円以下の罰金(法人は 300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300 万円以下の罰金(法人は1億 円以下の罰金)
②違反転用における 原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30 万円以下の罰金(法人は30 万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300 万円以下の罰金(法人は1億 円以下の罰金)

#### 3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になりました!

- ○相続によって農地を取得した人は、農地の ある農業委員会へ届出が必要になりました。
- ○届出をしなかったり、虚偽の届出をすると 10万円以下の過料に処せられることになりました。



#### 4. 遊休農地に対する指導が強化されました!

- ○すべての遊休農地が指導の対象となりました。
- ○農業委員会が、農地の利用状況を調査します。
- ○遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。また、所有者が不明な農地についても利用権の設定が可能となりました。



#### その他、次のようなことが変わりました

- ○農地の所有者、賃借権等を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならないこととなりました。
- ○農業委員会で制定していた標準小作料は廃止となりました。今後は賃借料の目安として農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになります。賃借料については実勢価格を参考に、契約者どうしで賃借料を決めることになります。(賃借料情報はP5に掲載しています)
- 20 年以内とされていた農地の賃貸借の期間が50 年まで可能となりました。

#### 農地の権利移動・転用をする場合には許可が必要です!

自分の土地でも、農地であれば、勝手に売買したり農地以外に転用したりするなどはできません。農業委員会で手続きをしてください。

#### 申請から許可までの手順

標準的事務処理の流れは次のとおりです。

○申請受付期限 毎月末日

(休日の場合、次の業務日)

○農地部会による決定 翌月20日

(休日の場合、前後の業務日)

○許可書の交付

・貸借・売買の場合

部会月の月末

・ 転用の場合 (住宅建築等)

部会月の翌月15日頃

#### 奥州市農業委員会事務局

◇本庁(前沢) 56 - 2111(284) 前沢総合支所1階

◇水沢分室 24 - 2111(378) 奥州市役所本庁 3 階

◇江刺分室 35 - 2111(250) 江刺総合支所 2 階

◇胆沢分室 46 − 2111(143)

胆沢総合支所 1 階 ◇衣川分室 52 - 3111(219)

次川州至 52 51. 衣川総合支所 2 階

詳細については、農業委員会事務局の各分室または本庁農地係へお問い合わせください。

#### 平成22年度 奥州市農作業労賃標準額表

(適用期間 平成22年4月1日~平成23年3月31日)

農作業労賃標準額を次のとおり定めました。「頼む人」「頼まれる人」がお互いに理解しあい安定 した農業経営ができるようご協力をお願いします。

#### ◎人力作業の部

作業区分	標	準 額(円	])	摘 要		
TF未区刀	1日(8時間)	1時間当り	超過1時間当り	例 女 		
水 田 作 業	6,100	770	960			
畑 作 業	5,400	680	850	* オペプー船的か作業の担合の博進額です		
果樹作業	5,200	650	810	* すべて一般的な作業の場合の標準額です。		
オペレーター	10,000	1,250				

#### ◎機械作業の部 (表中の金額には、オペレーター 1人を含みます。)

© 1% 1/K 1 F AC V DIP	(我们の亜鉛には、3、10、2、1人で日のよう。)							
作業種目	機械等	単位	標準額(円)	内消費税	摘 要			
畦 畔 塗 り	あぜ塗り機	1m	52	2	片面打ち			
施肥	マニュアスプレッター	ッター 4,515 215 1.2t 積		215	1.2t 積基準 圃場での積込散布			
加	ブロードキャスター	10a	1,050	50	1回基準 圃場での積込散布			
育苗	稚苗•中苗	1箱	735	35	ハウス渡し 苗の運搬料は1箱52円(箱回収含む)			
耕起	耕運機 トラクター	10a	5,880	280	深さ 12cm 基準			
代 掻	枡理機 ドブグター	IUa	7,350	350	植付可能まで			
田植	田植機	10a	6,405	305	側条施肥は 1,050 円加算			
防除	背負式動力散布機	10a	1,050	50	 			
PJ PJ	動力噴霧機	IUa	2,415	115				
溝 切り	溝切り機	10a	3,150	150	1m10 円相当 10 条に 1 本基準			
刈 取	バインダー			325	刈取のみ 紐代は実費加算			
刈取	コンバイン	10a	21,000	1,000	籾の運搬料含む			
脱穀	ハーベスター	10a	8,190	390	結束、カッター、籾の運搬料は実費加算			
	水分 17%以下		684	32				
乾燥•籾摺調製	水分 17.1 ~ 20%	2014	739	35	袋代、運搬料は実費加算 モチ米 30kg 当り 42 円加算 (籾摺調製料 399 円を含む)			
127年 初指调装	水分 20.1 ~ 25%	30kg	773	36	(初宿調製料 399 円を含む)  ※水分仕上げは、農協等の目標値に仕上げること。			
	水分 25.1%以上		808	38				
籾 摺 調 製		30kg	399	19				
草    刈	刈払機	1時間	1,890	90	刈り倒し			

	刈取	10a	2,100	100	モーア 1 回
	反転		945	45	レーキ1回
	集草		1,365	65	レーキ1回
牧草	コンパクトベーラ	1梱	168	8	15kg 標準
(転作田)	ロールベーラ	1梱	2,100	100	120cm 程度
			4,200	200	″ (ラップ)
		1梱	1,050	50	100cm 程度
			2,100	100	″ (ラップ)

<sup>1.</sup> この表は、あくまでも「標準額」を定めたものです。圃場の条件、作業条件、集落等の実態に合わせて設定し話し合いで決めて下さい。

なお、次のような場合は協議のうえ加算や減額を行って下さい。

- ①機械作業で、圃場が10a未満の未整備区画の場合は、おおむね20%の範囲内で加算
- ②排水不良、作物の倒伏等により作業が困難な場合は、おおむね30%の範囲内で加算
- ③大区画圃場(おおむね50a以上)については、作業の効率性等を考慮し、おおむね20%の範囲内で減額
- 2. 機械の移動費については、移動距離を考慮し協議のうえ設定して下さい。(1 km1,000円等)
- 3. 農作物のトレーサビリティシステム及びポジティブリスト制度の実施により、より厳格な取り扱いが求められています。 防除、刈取、脱穀、乾燥・籾摺調製等の作業の実施に際しては、特にも充分な配慮をお願いします。

◎トレーサビリティシステムとは・・・・食品の生産から流通までの「履歴」を記録し、いつでもどこからでも遡って確認することのできる制度・システムです。 ◎ポジティブリスト制度とは・・・・・・残留基準の設定されていない農薬等が残留する食品の流通を禁止する制度です。

#### **◀◀◀** 農地の賃借料情報 ▶▶▶

農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止されました。かわりに地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成 20 年 1 月から 12 月までに締結された各地区の賃貸借における賃借料は、次のとおりとなっていますので、賃借料を決める際の参考としてください。

#### 1 田 (水稲) の部 (10 アール当たり)

±	也	X		最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	契約筆数(筆)
	水		沢	17,000	5,000	12,600	372
	佐	倉	河	15,600	4,000	12,800	628
水沢区	真		城	17,700	7,700	12,500	257
小八区	姉		体	21,000	9,500	14,700	92
	KE		田	14,000	5,000	10,800	19
	黒		石	15,400	5,000	11,300	158
	岩	谷	堂	12,000	4,800	6,900	45
	愛		宕	19,600	5,100	12,100	52
	田		原	16,000	4,700	12,600	53
	藤		里	15,000	3,700	11,900	82
江刺区	伊		手	6,000	2,500	4,700	6
/工 ※1 /△	米		里	8,000	3,000	5,300	41
	玉		里	10,000	4,000	6,400	121
	梁		Ш	5,700	1,400	2,900	15
	広		瀬	10,000	4,900	7,600	27
	稲		瀬	18,000	6,000	10,600	202
	前		沢	14,000	4,000	10,500	135
前沢区	古		城	16,000	6,000	10,900	218
別《位	白		山	18,000	12,000	14,400	54
	生		母	15,400	3,500	11,300	59
	小		Щ	13,600	5,000	10,700	329
胆沢区	南	都	田	14,000	4,200	12,300	452
	若		柳	14,000	5,900	10,100	405
<del>/</del>	衣		Ш	12,000	3,500	9,000	61
衣川区	衣		里	14,000	3,900	10,200	112

#### 2 畑の部 (10 アール当たり)

	地		X		最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	契約筆数(筆)
水	沢	X	全	域	4,000	2,500	3,700	5
江	刺	区	全	域	4,000	1,000	1,600	5
前	沢	X	全	域	6,500	3,000	4,300	12
胆	沢	X	全	域	4,200	4,000	4,100	9
衣	Ш	X	全	域	2,000	2,000	2,000	3

# 農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか?



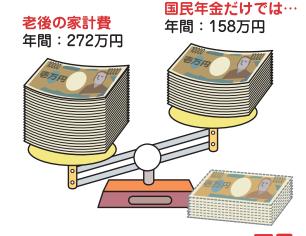
老後生活は、こんなに長い!

65歳からの平均余命は・・・



老後生活は、こんなにお金がかかる!

夫婦2人の場合



年間:114万円(1か月あたり約10万円)不足

### 農業者年金は老後生活をがっちりサポート



#### 農業者年金のメリット

- ●少子・高齢時代に強い積立方式の年金!
- ●終身年金で80歳までの保証付き!
- ●支払った保険料は全額社会保険料控除!
- ●手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も

~農業者の方なら広くご加入いただけます~

一定の要件を満たす方に月額最高1万円 通算すると最大で216万円

#### 保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

	保	険 料 の 額	が
税率	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

#### 農業者年金の試算額

加入	納付		試 算	額		
年 齢	期間	性別	保険料2万円	保険料3万円		
20歳	<b>40</b> 年	男性	91 万円	136万円		
とし蔵	40#	女性	79 万円	118万円		
30歳	00.	男性	60 万円	90万円		
<b>JU</b> 蔵	30年	女性	52 万円	78 万円		
40歳	20年	男性	35 万円	53万円		
40歳	20#	女性	31 万円	46 万円		
50歳	10-	男性	16万円	23万円		
う し 献	10年	女性	14万円	20万円		

※この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定 利率が1.55%となった場合の試算です。

付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示 (H21.4.1 施行)により定められている率です。

#### 老後の備えは、

## 農業者年金で安心

あなたも農業者年金に加入しませんか! 詳細はお近くの農業委員、JA、農業委員会 事務局までお問い合せください。

公的年金

優遇措置

ならではの 税制上の

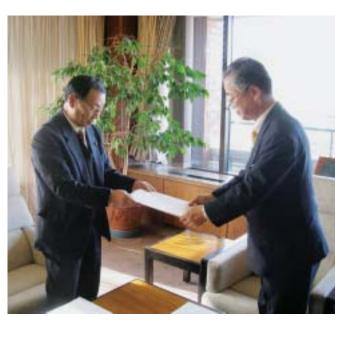
# 《22年度農業施策に対する要望書を市 提出

4については、作成中の奥州市都市計画マス

散を防止し、既存の都市基盤を有効活用し、

タープランにおいて

「都市機能の無秩序な拡



現できる農業振興策の確立に向け、市及び国 県への奥州市農業委員会の要望書を提出しまし を訪問し、活力ある農業・農村社会づくりが実 12 月 24 日、 要望内容及び市の回答は次のとおりです。 佐藤清信会長以下8名で相原市長

# ◇市に対する要望

- 農業振興方策について
- 小規模農家等への農業施策、 が意欲の持てる農業振興方策を示すこと 若い農業者
- 特定農業団体の農業法人への移行の指導 体制の強化

2

農畜産物のブランド化について

を行う。

- 地域ブランド推進をさらに進めること
- 統一した生産指導により市場における安 定供給体制の確立
- 3 カメムシ対策について
- 一斉草刈、薬剤防除の実施
- 適正な都市計画地域の見直しについて

4

・農地の乱開発及び宅地並みの課税による 農業経営圧迫等がないよう見直すこと

# ◇市の回答

1については、「奥州市総合計画」、「農業経営基 盤の強化の促進に関する基本的な構想」 りながら取り組んでいく。 を策定することにしている。 体等の意見を伺いながら「奥州市農政方針」 ては、今後とも県や農業関係団体と連携を取 取り組んでいる。本年度中には、 指導体制につい 農業団

3については、関係機関と調整しながら指導や 2については、関係機関・団体と連携しながら 地域ボランティアにお願いしている現状から 要望等の活動を行っているが、予算の関係や 進める。安定供給体制については農業協同組 難しい状況にあり、実情に合わせながら、で 合の合併を機に、統一した生産指導体制を行 きるだけ一斉に行うよう指導や要望等の活動 いながら進めることを期待している

> 下の内容を要望しました。 このほかに、市を通じて国、 れないように十分調整を図る。 県等に対して以

域については、一体的な農業の振興が阻害さ

づき土地利用の誘導をしていく。

農業振興地

の実現を目指します。」としており、これに基 能がコンパクトに集積した「集約的都市構造」 都市機能の適正立地を確保し、多様で都市機

- 食料自給率の向上について
- 2 米価の安定について
- 3 中山間地域等直接支払制度の恒久化につ
- 中山間地域等のほ場整備の促進について
- いて

5

戸別所得補償制度について

- 6 米のトレーサビリティシステムの構築に
- 7 拡充・強化について 肥料価格高騰対策の
- 8 拡充・強化について 飼料価格高騰対策の
- 9 料からの転換の促進に エネルギーの化石燃
- 10 いて 農業用燃料価格につ



光陰は矢よりも速やかなり、さあ、老後の備えを始めましょう

#### 農作業労賃標準額策定意見交換会を開催

平成22年度の農作業労賃策定に係る意見交換会を12月9日に開催しました。この意見交換会は農作業労 賃の策定に当たり、農業委員会農業振興部会で検討した内容について広く関係者の意見を聞き、その意見を踏 まえながら農家に幅広く活用される農作業労賃を策定するために開催するものです。

当日は、農作業受託者や委託者、関係機関など21名の方が出席されました。出席者からは、燃料費の関係 や耕作条件による問題点などの具体的な内容の他、米価の下落や現在の農業情勢に係る意見も出され、活発な

意見交換が行われました。

江刺区和賀顕士委員さんのお宅の朝ごは んです。大根となめこのみそ汁、ししゃも、 肉じゃが、ブロッコリー、しらす山椒、パ インヨーグルト、ごはんはササニシキ。

小さいお子さんも含め、家族一緒に食べ やすい物をバランスよく作るよう、心がけ ているとのことです。



#### 全国農業新聞 を購読しませんか

くらしと経営に役立つ記事と元気の出る情報がいっ ぱいです。農地制度の改正や農業施策、地域の活動ま で幅広い情報を扱っています。

発行日/毎週金曜日 購読料/1ヶ月600円 お申し込みは、お近くの農業委員、又は農 業委員会事務局へ。

> います。 提供したいと思 今号では改正農地法につい 今後とも 編集委員長 いますのでよろ 部 て特集

編集委員 副編集委員長

鈴木 和賀 千葉

哲也 顕士

渡辺

5

皆様に役立つ情報 L



きる措置が 有者が不明の場合でも、 有効利用」に転換 や たこと。 規定を明記したこと。 所 道 同 運 有者に農地の Í 企業や 用 一のポイントをかいつまんでみると、 農業の活性化を目指すこととし 法 の 0) ③耕作放棄地などの遊休農地 ガ 講じられたことなどであ 目 Ń イドラインでは、 的 Р を 月 Ο 効率的 「所有権保護」 る規制を大幅に緩 なども農業参入が 15 日 増大する耕作 ②農地の 知事裁定により 施 利用確保を求める責 行され から 利用制限を

容易にな

緩

は、

所

玉

利

闬

復 を L な 場 0) 害賠償を明 契約に撤 記 退 す 時 る 0

策を

期

待するものである。

承

状

口

地 などの規定を設け、 域 農業へ 配慮したこと。 無秩序 な農業参入を規 制

端

n

る改

正農地

法は

成

21

12

和

す 地

Ś

を 年

「農地

0

平

成

の農地

改革」

11

わ

くるだろう。 参入農地や ) 日常活 で以上に重大な責務を担う。 は示され れらを現 勤 遊 0 没割が たが、 休農地の 場で運用 実際 増すこととなる。 ジチェ する農業委員会は、 0) 事 ッ 案で クなど、 その一つとし は 課 説題も 農業委員 ガ イドラ 出

放 棄地

0)

解

7

11

る。

でなく、 支える てい いと 参入する場合は、 する は 改正農: 頭う。 る 地域 が、 \_ の農業者と 地 農 産 法 口 は 書 能 より農業 も 玉 面 な農業施策」 0) 0) 上 基 話 0) 条件 で し合 0) あ 活 り を 11 満たす · を持 性 地 化 ーそ 域 を つ 目 だ れ 経 7 指

担 手 対策」 同 時 に考え 実行する